



広報しんち

2.20
2021

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

東日本大震災 新地町追悼式

町では、東日本大震災で亡くなられた方々を追悼し、復興への誓いを新たにすため、震災から10年となる3月11日に、追悼式を開催します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小し、ご遺族、町内の関係団体の代表者等および町関係者のみで執り行います。

地震発生時刻の14時46分にサイレンを鳴らしますので1分間の黙とうを捧げていただきますようお願いいたします。

日時 3月11日(休) 14時～
会場 町文化交流センター「観海ホール」

◎問い合わせ

総務課 ☎62-2111

マイナンバーカード 休日窓口開設について

町では、平日マイナンバーカードの申請や受取りが難しい方のために休日窓口を毎月1回開設します。

休日窓口を利用される方は予約を^{した上で}ご利用ください。

開設日時 3月14日(日)
9時～15時(予約制)
場所 役場1階町民課窓口

◎予約・問い合わせ

町民課 ☎62-2115

野焼きは行わない てください

最近「近所の人を庭でごみを燃やして迷惑だが近所なので言いづらい」「煙が家に入ってきて困っている」など、ごみの焼却に関する苦情が多く寄せられています。

廃棄物(ごみ)を野外で焼却処理する野焼きは、一部の例外を除き法律により禁止されています。ドラム缶での焼却、穴を掘っての焼却も野焼

きと同じになります。

野焼きは、周りの人に迷惑をかけるだけでなく、焼却の際に高温にならないことから、有害物質を発生する場合がありますなど、私たちの生活環境に悪影響をおよぼします。

また、火災の危険性もありますので、野焼きは行わないでください。

例外で認められているもの

- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんと祭、卒塔婆等の供養焼却など)
- ・農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(農業者の田の畦畔焼き、稲わらや畑作物残さの焼却、林業者の伐採下枝の焼却、漁業者の海草類等の焼却など)

- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤーなど)

例外の焼却に生活ごみやプラスチック類が混ざらないようにしてください。

また、例外行為であったも、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令や各種行政指導の対象となります。

◎問い合わせ

町民課 ☎62-2116

「火入れ」を行う場合は 事前に許可・届出が必要

森林の周辺で火入れを行う場合は、事前に町へ「火入れ許可申請書」を提出及び消防へ届出をしてください。

また、火入れ実施日は強風の日を避け、消火道具や防火体制の準備を行ってください。

申請の受付

農林水産課窓口(申請書は窓口で配布しています。)

申請の時期

火入れ予定日の10日前まで
申請対象となる土地

森林の周囲1km範囲内の土地

◎問い合わせ

農林水産課

☎62-2194

統計調査員を募集します

町では、各種統計調査に従事する新地町統計調査員協議会会員を募集しています。

統計調査員とは

統計調査において、調査票の配布、回収や回収した調査票の点検、整理などの業務を行う人を「統計調査員」と言います。統計調査員は、世帯や事業所と直接やりとりをする、統計調査の仕事の中で最も重要な役割を担っています。

なお、統計調査員は、年度ごとに実施数や規模に応じて国または県からその都度任命されます。

統計調査員の資格

次のすべての条件にあてはまる方

- ① 統計調査の経験がある方
- ② 町内に住所を有する20歳以上で、健康で責任をもって統計調査を遂行できる方
- ③ 秘密保護を遵守できる方
- ④ 税務、警察及び選挙に直接関係がない方

⑤ 暴力団員でなく、暴力団や暴力団員と密接な関係がない方

統計調査員の報酬

統計調査の種類や調査活動にかかる日数などを考慮して定められています。

仕事の内容

調査ごとに違いがありますが、主な内容は次のとおりです。

- ① 調査員事務打合せ会への出席
- ② 調査区域及び調査対象の確認・調査票配布のための書類準備等
- ③ 調査対象への調査票の配布・記入依頼・回収
- ④ 回収した調査票の検査・整理
- ⑤ 調査票等の関係書類の提出

登録申請方法

「新地町統計調査員協議会入会申込書」へ必要事項を記入し提出してください。申込用紙は企画振興課窓口に備えてあります。

◎問い合わせ

企画振興課

☎ 62-2112

統計の日（10月18日）の標語募集

総務省では、統計の重要性に対する関心と理解を深め、統計調査に一層の協力を頂けるようにと定めた「統計の日（10月18日）」を中心として統計知識の普及のため周知広報を行っていきます。その一環として、毎年「統計の日」のポスターを始めとする広報媒体に活用すべく標語を募集しています。

募集部門

- ① 小学生の部 小学校の児童
- ② 中学生の部 中学校の生徒
- ③ 高校生の部 高等学校の生徒
- ④ 一般の部 ①～③以外の学生及び一般の方

募集期限 3月31日(水)

応募方法

専用の応募用紙にて、1人5作品まで。応募用紙は総務省ホームページの「統計の日」標語募集についてからダウンロード

ンロードできます。

※専用応募用紙以外で応募される場合は、次の記載事項を明記の上応募してください。

「部門、お住まいの都道府県、氏名（ふりがな）、所属・学校名（学年）、電話番号」

※一般の部は所属・学校名（学年）の記入不要です。

※記入していただいた情報は、応募作品内容の確認や入選時等の連絡・確認のために利用します。

※応募作品は自作で未発表のものに限りません。

※入選作品の発表は令和3年6月を予定しております。

※入選作品の著作権については総務省に帰属となります。

提出方法 総務省政策統括官室までメール、FAXまたは郵便にて提出してください。

メールアドレス
toukeinochi@soumu.go.jp

FAX
03-5273-1181

郵便送付先
〒162-8668

東京都新宿区若松町19-1

総務省政策統括官付統計企画

管理官室地方統計機構担当

◎問い合わせ

総務省政策統括官付統計企画
管理官室地方統計機構担当
☎ 03-5273-1144

おしごと相談会を開催します

ふくしま生活・就職応援センターでは「おしごと相談会」を開催します。「年金だけでは心細い、短時間でもできる仕事はないだろうか」「転職を考えるが、自分には何ができるだろう」など仕事についてお悩みの方はいませんか。

あなたの就職を応援します。

日時 3月18日(木)

13時30分～15時30分

場所 町保健センター

内容 就職活動に対する相談や履歴書、職務経歴書の書き方などお気軽にご相談ください。

申込方法 電話による事前予約をお願いします。

相談料 無料

◎予約・問い合わせ

ふくしま生活・就職応援センター

〒162-8668

東京都新宿区若松町19-1

総務省政策統括官付統計企画

☎ 23-1239



ホームページQRコード

自動車などの廃車、名義変更・住所変更手続きはお早めに

自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。普通自動車、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を譲渡・廃車した場合等は、3月末までに必ず手続きを行ってください。

また、車を所有する方が亡くなられた場合も、相続する方への名義変更や抹消登録等が必要になりますので、必ず手続きを行ってください。なお、避難先等への郵便物の転送を希望される方は、最寄りの郵便局へ「転居届」の提出をお願いします。

| 車種 | 原動機付自転車 (50cc～125cc) 小型特殊自動車 | 軽自動車 | | | 普通自動車 |
|-------|--|--|--|---|-------|
| | | 四輪・三輪 | 自動二輪 (250cc～) | 軽二輪 (126cc～250cc) | |
| 届出先 | 税務課 | 軽自動車検査協会 福島事務所 (電話：050-3816-1837) | 国土交通省東北運輸局福島運輸支局 (電話：050-5540-2015) | | |
| 必要書類等 | 〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 〈名義変更〉 ・譲渡証明書 ・新所有者の印鑑 | 〈廃車〉 ・ナンバープレート ・車検証 ・印鑑 ・使用済自動車承諾書 〈名義変更〉 ・ナンバープレート ・車検証 ・新所有者の住民票 ・印鑑 (新所有者、旧所有者) | 〈廃車〉 ・ナンバープレート ・軽自動車届出済証 ・印鑑 〈名義変更〉 ・ナンバープレート ・軽自動車届出済証 ・新所有者の住民票 ・譲渡証明書 ・印鑑 (新所有者、旧所有者) | 〈廃車〉 ・ナンバープレート ・車検証 ・実印 ・実印の印鑑証明書 〈名義変更〉 ・ナンバープレート ・車検証 ・実印 (新所有者、旧所有者) ・印鑑証明書 (新所有者、旧所有者) ・譲渡証明書 ・車庫証明書 | |
| | ※南相馬自家用自動車組合（電話：23-2850）手続き代行可。 （別途手数料が必要） | | | | |

※場合により必要書類等が異なります。届出先に必ず確認し、手続きを行ってください。

◎問い合わせ

自動車税（種別割）について
軽自動車税（種別割）について

県相双地方振興局県税部（電話：26-1127）
税務課（電話：62-2119）



わくわくランド イベント情報

■わくわく陶芸教室

開催日時

3月14日(日)・21日(日)

10時～12時

場所 わくわくランド 多目的ホール

内容

初心者向けの陶芸教室を開催します。

定員 各日20名

※応募者多数の場合は抽選とし、当選者のみ締切から1週間前後を目安にご案内を送付

行政相談

3月10日(水) 10時～15時 保健センター

心配ごと相談

3月1日(月)・10日(水)・22日(月) 10時～15時 保健センター

交通事故相談

3月2日(火) 9時～17時 役場301会議室

無料法律相談所（電話相談）

町では、弁護士および司法書士による無料法律相談所を開設します。相談は無料です。

事前の予約が必要となりますので、問い合わせ先へ連絡ください。

開設日

- ①司法書士による相談 3月9日(火)
- ②弁護士による相談 3月16日(火)

時間 14時～16時のうち約30分の枠内

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士
福島県司法書士会所属司法書士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎問い合わせ

町民課（電話：62-2116）
福島県弁護士会相馬支部（電話：36-4789）
福島県司法書士会（電話：024-534-7502）

3月

休日在宅当番医

- 7日(日) 葉のはなこどもクリニック
(相馬市) ☎36-8739
- 14日(日) 相馬中央病院
(相馬市) ☎36-6611
- 20日(土) 渡辺病院
(新地町) ☎63-2100
- 21日(日) 杉本医院
(相馬市) ☎36-3650
- 28日(日) 阿部クリニック
(相馬市) ☎35-2553

診療時間 9時～16時

休日在宅当番歯科医

- 7日(日) 草野歯科
(原町区) ☎24-3663
- 14日(日) 大沼歯科医院
(鹿島区) ☎46-5970
- 20日(土) 佐藤歯科医院
(相馬市) ☎36-0707
- 21日(日) 森岡歯科医院
(原町区) ☎24-0814
- 28日(日) 渡辺病院(歯科)
(新地町) ☎63-2141

診療時間 9時～16時

自家消費野菜等の放射性物質測定結果について

1月測定分

※1月は申し込みがありませんでした。

町では自家消費野菜等の放射性物質測定を行っています。

検査を希望される方は持込方法などを確認の上、予約の方をお願いします。

農作物等被害対策によるイノシシ捕獲数について

| | 捕獲数(頭) |
|------------|--------|
| 1月捕獲数 | 37 |
| 令和2年度累計捕獲数 | 279 |

町では、農作物等鳥獣被害対策として、イノシシの捕獲活動を実施しています。有害鳥獣捕獲隊の活動にご理解ご協力をお願いいたします。

また、危険防止のため、捕獲用の箱罠等には近づかないようにお願いします。

◎問い合わせ

農林水産課（電話：62-2194）

します。

対象 4歳以上

※18歳未満の方は保護者同伴でご参加下さい。

講師 陶芸工房和楽(わらく)

栗田 和可子 氏

参加料 一人500円

持参物 エプロン

応募方法 インフォームメーショ

ン(わくわくランド窓口)による受付 ※電話受付不可

※応募の際、氏名・年齢・電話番号・住所・参加希望日を記入してください。

※一回の申し込みにつき、3

人まで応募可能。

申込期間 2月20日(土)～3月6日(土)まで

その他 悪天候時や新型コロナウイルス感染状況により、中止になる場合があります。

◎問い合わせ

相馬共同火力発電株式会社新地発電所内わくわくランド

☎62-4722